

令和4年度

学校監査結果報告書

令和5年1月6日

静岡市監査委員

同

同

同

遠藤 正 方

白鳥 三和子

福地 健

大石 直 樹

目 次

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	1
6	監査の実施場所及び日程	2
7	監査の結果等	2

学校監査

1	監査の結果	4
2	意見	6

1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

- (1) 監査の名称
令和4年度学校監査
- (2) 根拠法令
地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

3 監査の対象

令和4年度の下表に掲げる市立小学校及び市立中学校における学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について監査を実施した。なお、必要に応じて期間外の事務も対象とした。

小学校 (31校)	番町、新通、安西、 <u>伝馬町</u> 、葵、安東、竜南、城北、横内、千代田、 <u>安倍口</u> 、美和、足久保、麻機、千代田東、大里西、中田、長田南、清水辻、清水江尻、清水、 <u>清水有度第一</u> 、清水有度第二、清水飯田、清水飯田東、清水興津、清水小島、清水小河内、清水宍原、由比、 <u>由比北</u>
中学校 (15校)	末広、城内、安東、東、美和、観山、大里、城山、清水第一、清水第三、清水第七、清水飯田、 <u>清水興津</u> 、清水小島、 <u>由比</u>

※市内の市立小学校及び市立中学校を小中一貫グループの区分に分けた上で、3年で全ての小中学校が一巡するサイクルで対象校を選定している。なお、表中の下線の学校は、現地調査対象校である。

4 監査の着眼点

- (1) 校舎及び校地の目的外使用許可等が適正に行われているか。
- (2) 郵券等金券類の管理が適正に行われているか。
- (3) 備品の管理は適正に行われているか。
- (4) 薬品類の管理は適正に行われているか。
- (5) 校内及び校外における児童・生徒に対する安全管理は適正に行われているか。
- (6) 災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策が適正に定められているか。
- (7) 個人情報の管理は適正に行われているか。
- (8) 学校施設、器具等の管理は適正に行われているか。
- (9) 学校内における危機管理体制（学校内における事件・事故、いじめ、体罰）について、教育委員会事務局等に連絡し、報告する体制はとられているか。また、未然防止及び再発防止に向けた取組は行われているか。
- (10) 学校預かり金の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

(1) 本監査

監査委員による説明聴取及び質疑並びに施設等の調査を実施した。

(2) 予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取並びに現地調査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
本監査	伝馬町小学校、城内中学校	令和4年10月31日
予備監査	現地調査対象校、監査委員事務局執務室など	令和4年9月9日から 令和5年1月6日まで

7 監査の結果等

(1) 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

ア 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6のとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

イ 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

監査した結果、5件の指摘事項が見受けられた。

ウ 1件の意見があった。

(2) その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

5件の指導事項があった。

監査の結果の詳細は、後述のとおりである。

用語説明

1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

3 校舎及び校地の目的外使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催以外の事業等のために学校施設を使用すること（自治会行事、各種検定試験など）

4 校舎及び校地の一時的使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催の事業等のために学校施設を使用すること（保健所の健康診断、教員採用試験など）

【参考】

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第6号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

（1）財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

（2）行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

学校監査

1 監査の結果等

(1) 校舎及び校地の目的外使用許可等の状況

学校長許可に係る2日以内の校舎及び校地の目的外使用許可及び一時的使用承認の事務処理について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、目的外使用許可の手続に関して1件の指導事項があった。

(2) 郵券等金券類の管理状況

郵券等金券類の管理状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(3) 備品の管理状況

今年度及び過年度に購入等した備品の管理について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、備品登録に関して2件の指導事項があった。

(4) 薬品類の管理状況

理科準備室及び保健室における薬品並びに農薬の管理状況について監査した結果、次の5件の指摘事項については是正・改善を求めた。

【指摘事項】

ア 理科準備室の薬品の管理について（2件）

<伝馬町小学校>

- ① 毒物又は劇物の保管容器には、「毒物」又は「劇物」の文字を表示すべきところ、一部の薬品においてその表示がされていなかった。

<清水興津中学校>

- ② 毒物又は劇物の保管容器には、「毒物」又は「劇物」の文字を表示すべきところ、既存ラベルの経年劣化による傷みが激しく、白字に赤色の文字で書かれた「医薬用外劇物」の表示が見えない状況となっていた。

イ 農薬の管理について（3件）

<清水興津中学校>

- ① 農薬を使用した場合は、農薬使用管理簿により、使用年月日、使用量及び使用場所等を記録することとなっているが、農薬の一部（殺虫剤）について、農薬使用管理簿が作成されていなかった。
- ② 農薬を使用した場合は、農薬使用管理簿により、使用年月日、使用量及び使用場所等を記録することとなっているが、農薬の一部（除草剤）について、使用の状況を適切に記録していなかったことにより、残量が正しく記載されていなかった（残量約4,400ml、記録簿4,500ml）。
- ③ 農薬使用管理簿は3年間保存しなければならないとされているが、令和元年度の帳簿が不存在で、作成もされていなかった。

(5) 校内及び校外における安全管理の状況

学校活動における防犯対策及び通学路等における交通安全対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(6) 災害対策に係る状況

災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(7) 個人情報の管理状況

学校における児童・生徒などの個人情報保護及び情報セキュリティの状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、USBメモリ使用管理簿の記載に関して1件の指導事項があった。

(8) 学校施設、器具等の管理状況

校舎、プール等の施設及びサッカーゴール等の器具などの管理状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、校舎外の設備に関して1件の指導事項があった。



学校施設、器具等の管理状況確認（左：伝馬町小学校、右：城内中学校）

(9) 学校内における危機管理体制

学校内における事件・事故、いじめ及び体罰に関して、教育委員会へ連絡・報告を行う体制及び未然防止、再発防止等に係る取組の状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(10) 学校預かり金の管理状況

学年費などの学校預かり金の管理状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

2 意見

【静岡型小中一貫教育及び学校現場でのICTの活用方法について】

学校現場をめぐる環境はここ数年で大きく変化しており、本市においては令和4年度から静岡型小中一貫教育が本格的にスタートし、また、教育現場におけるICTの活用もここ数年で急激に進展してきた。教育部門、特に、現場を担う学校においては、児童・生徒への教育をより実りあるものとしていくためにもこれらの環境の変化への的確な対応が求められている。まず、導入間もない小中一貫教育については、試行錯誤の中で小中学校間の連携などを模索していく必要があり、次に、ICT活用については、学習効率向上などの利便性が挙げられる反面、様々な弊害も摘示されているところであり、有効な活用方法と並行して弊害を生じさせないような手法を確立していく必要がある。そこで、本件の監査においては、市立伝馬町小学校及び市立城内中学校の両校（以下「本監査対象校」という。）に、小中一貫教育やICT活用の状況を中心とした学校の運営状況を、聴取により確認した。確認結果は以下のとおりであり、両校の取組は、おおむね適切なものであったと認められる。

① 静岡型小中一貫教育について

本監査対象校の両校に葵小学校を加えた3校は、平成30年度から令和元年度に実施した第1期実践研究の対象グループとなっており、他校に先駆けて小中一貫教育に取り組んでいる。

この点を踏まえ、両校に静岡型小中一貫教育の進捗状況を確認したところ、3校で策定した小中一貫教育に係る計画（JATプラン）では、当初設定していた取組内容が多岐にわたっており、長期的に全ての取組を継続して実施していくことが難しいことから、持続可能な内容への見直しを検討しているとのことであった。

これらの学校が実践研究に着手した段階では制度の全体像が把握しづらいこと、新たな制度を立ち上げる場合には様々な事業を詰め込みがちになることは理解できるところであり、当初の計画に固執することなく、試行期間での取組や学校現場の実態を検証し、ポストコロナ時代を見据えた必要な見直しを積極的に実施しているところは評価すべきものである。

静岡型小中一貫教育は、短期的に完結する取組ではなく、長期的・継続的に実施していく取組であることから、市内全ての小中学校が、その時代の児童・生徒、教職員、地域にとって、より良い制度となるようPDCAサイクルを回し、その学校の状況や社会情勢の変化に合わせた見直しを継続的に実施していくことを期待する。

② 学校現場でのICTの活用方法について

両校には、学校現場のICTの活用方法として、学校と家庭の書類のやり取りの方法や情報モラルの醸成について、それらの取組を確認した。

まず、学校と家庭の書類のやり取りについては、保護者からの書類の提出方法を紙ベースからデジタルベースに改め、また、チラシやパンフレット等を全ての児童に配布するのではなく、ホームページに掲載されたチラシ等を保護者や児童が閲覧し、必要なものだけを持っていく方法に改めたとのことであった。いずれ

の方法も教職員の負担軽減や個人情報漏洩などの事務事業事故の防止に資する取組で、また、児童にとっても書類やチラシ等を持参する煩わしさから解放されるものでもあり、評価すべきものである。

このような取組については、システムの活用が可能か否かの課題はあるとしても、全ての学校にとって有効なものであると考えられることから、好事例として紹介し、可能な範囲で市内へ拡大していくことを期待する。

また、情報モラルについては、学習用端末のみならず、個人のスマートフォンや家庭のパソコンの使い方などにおいても同様に課題を有しており、ネット上のいじめや犯罪被害にも関連する問題である。

これについては、講師を招いての学習の実施、生徒と保護者を対象としたSNS講座の開催、ソフトを利用した管理など、家庭や地域とも連携して様々な対策を講じているとのことであった。

情報モラルの醸成は、在学中のみならず、児童・生徒の将来にわたる課題であるが、学校のみでの対応には限界があることから、今後も家庭や地域と連携した取組が求められている。なお、取組を進めるに当たっては、過度なルールによって子どもたちの「疑問な点を自ら調べる」という意欲を削ぐことのないよう留意する必要がある。